



平成 21 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名	中部電力株式会社
代表者	代表取締役社長 三田 敏雄
(コード番号	9502)
問合せ先責任者	総務部株式グループ長 丹羽 漸
(TEL	052-951-8211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 85 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は決済合理化法施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条(株券の発行)および第 9 条(単元株式数)第 2 項を削除するものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 10 条(単元未満株式についての権利)および第 12 条(株主名簿管理人)第 3 項の実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第 12 条(株主名簿管理人)第 3 項の株券喪失登録簿に関する規定を附則に移し、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する旨を定めるものであります。
 - ④ 「社債、株式等の振替に関する法律」により、株主の氏名、住所等の届出は口座管理機関に対して行うこととされたことに伴い、現行定款第 13 条(株主の氏名、住所等の届出)を削除するものであります。

- (2) 監査役会の決議方法を明確にするため、現行定款第 40 条（監査役会の決議方法）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 規定の削除に伴う条数の繰り上げその他の整備を行うものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>② 本会社の発行する株券の種類は本会社の定めるところによる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p><u>② 本会社は、第7条第1項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、本会社が株主のために必要と認める場合はこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1～4 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1～4 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株主の氏名、住所等の届出)</p> <p><u>第13条 株主、登録株式質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑（署名の慣習ある外国人は署名鑑）を本会社所定の株主名簿管理人に届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。</u></p> <p><u>② 外国に居住する株主、登録株式質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、本会社所定の株主名簿管理人に届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。</u></p> <p><u>③ 第1項の規定は、前項の代理人にこれを準用する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第14条～第19条（条文省略）</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出するものとする。</p>	<p>第12条～第17条（現行どおり）</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出するものとする。</p>
<p>第21条～第31条（条文省略）</p> <p>(会 長)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>② 会長を置いた場合には、社長は、会社の業務の執行を統括する。この場合には、第16条、第18条、第25条及び第26条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p>	<p>第19条～第29条（現行どおり）</p> <p>(会 長)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>② 会長を置いた場合には、社長は、会社の業務の執行を統括する。この場合には、第14条、第16条、第23条及び第24条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p>
<p>第33条～第39条（条文省略）</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第31条～第37条（現行どおり）</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>第41条～第46条（条文省略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>第39条～第44条（現行どおり）</p> <p>附 則</p>
	<p>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日 (予定)

以 上